

2013年7月23日

株式会社 V e a U B r i d a l
代表取締役 湯 川 智 幸 様
富久屋マネージメント株式会社
代表取締役 津 郷 泰 富 様

適格消費者団体 特定非営利活動法人
消費者支援機構関西
理事長 榎 彰徳
【連絡先（事務局）】担当：西島
〒540-0033
大阪市中央区石町一丁目1番1号
天満橋千代田ビル
TEL06-6945-0729/FAX06-6945-0730

ご連絡

(株) V e a U B r i d a l 殿より、2013年5月25日付け「契約の取消しについて」のご返答文書を送付いただきました。

ご返答文書でご提示いただきました改訂案については、当団体において検討させていただき、改めてご回答させていただきます。

次に、(株) V e a U B r i d a l 殿及び富久屋マネージメント (株) 殿 (以下、「貴社ら」といいます。) から、当初、当団体が申入れを行った富久屋マネージメント (株) は経理会社に過ぎず、一般消費者の対応は (株) V e a U B r i d a l が行っており、今後の交渉については、(株) V e a U B r i d a l との間で行って欲しいというご要望をいただいておりますので、まずはこの点について回答させていただきます。

当団体が、富久屋マネージメント (株) 殿に対し申入れを行ったのは、当団体の2013年4月26日付け「ご連絡」文書のとおり、富久屋マネージメント (株) の社名が入った消費者からの契約代金の領収書や利用規約の情報提供を受けたため

です。

当団体としては、このような客観的な資料から見て、富久屋マネージメント（株）殿が消費者と貸衣装契約を締結し、契約代金を徴収しているという実態を確認した上で申入れを行ったのであり、少なくとも、現時点において富久屋マネージメント（株）殿が消費者との間での貸衣装契約の締結や契約代金の領収等の行為を一切行っていないことの客観的資料がない以上、貴社らからのご要望をそのまま受け入れて、富久屋マネージメント殿に対する申入れを終了することはできません。

貴社らにおいて、消費者と貸衣装契約を締結する当事者は（株）V e a U B r i d a l殿のみであり、富久屋マネージメント（株）殿は、現在も、今後も、消費者と間で貸衣装契約を締結し契約代金を領収する立場にないにご主張されるのであれば、①現在使用しておられる「お衣装レンタルの御利用規約」をご提供いただき、②当該規約（約款）を誰がいつから使用しているのか、③従前の「富久屋マネージメント（株）」名の入った規約等の利用を中止し、富久屋マネージメント（株）殿がいつから消費者との間の契約当事者にはならなくなったのかについて、ご回答下さいますようお願いいたします。

以上